

「泉布観・旧桜宮公会堂・泉布観地区保存活用計画及び耐震検討会議」開催要綱

(目的)

第1条 市長は、史跡及び重要文化財に指定されている泉布観・旧桜宮公会堂・泉布観地区（以下「泉布観等」という。）の適切な耐震・修理工事や、史跡の環境整備など必要な事項・措置等の内容を定めた保存活用計画を作成するため、有識者等の意見を聴くことを目的として、「泉布観・旧桜宮公会堂・泉布観地区保存活用計画及び耐震検討会議」（以下「会議」という。）を開催する。

(聴取事項)

第2条 会議において意見を聴取する事項は、泉布観等の次の各号に掲げる事項とする。

- (1)耐震補強・保存修理に関すること
- (2)史跡環境整備に関すること
- (3)防災計画に関すること
- (4)保存活用に関すること
- (5)前4号に掲げるものほか、第1条の目的を達成するために必要な事項に関すること

(会議のメンバー)

第3条 会議のメンバーは、前条に掲げる事項に関する有識者等のうちから市長が委嘱する。

2 会議は、必要があると認めるときは、専門家その他関係者の意見又は説明を聴くことができる。

(座長)

第4条 会議の座長は、メンバーの互選により定める。

2 座長は、会議の議事を進行する。

3 座長に事故がある場合には、あらかじめ座長が指名するメンバーがその職務を代理する。

(開催期間)

第5条 会議の開催期限は、令和10年3月31日とする。

(事務局)

第6条 会議の庶務は、経済戦略局文化部文化課において行う。

附 則

この要綱は、令和7年8月14日から施行する。